

# 第4回笠松町議会定例会議決結果

(12月6日開会 12月17日閉会)

## 第67号 専決処分の承認

○平成24年度笠松町一般会計補正予算  
(専決第2号)

補正額 6,524,000円  
補正後歳入歳出予算額 6,646,204,000円

【主な補正内容】

- ・衆議院議員総選挙(12月16日執行)に関する諸費用の増額

## 第68号 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、これまで国の省令などで定められていた基準は、市町村が地域の实情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとされたため(以下、第75号まで同様)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を省令に準じて規定

【町独自の基準】

- ・利用者のサービス提供記録の保存期間に関して、省令で2年間とされている基準を5年間に変更
- ・指定地域密着型介護老人福祉施設の従来型居室の居住定員に関して、原則1人としているが、省令で「サービス提供上必要と認められる場合には2人とすることができる」とされている基準を「プライバシーが確保されたものであると認められる場合は、4人以下とすることができる」旨の基準に変更

## 第69号 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備や運営に関する基準と介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を省令に準じて規定

【町独自の基準】

- ・利用者のサービス提供記録の保存期間に関して、省令で2年間とされている基準を5年間に変更

## 第70号 笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例

町道の技術的基準を政令に準じて規定

【町独自の基準】

- ・急なカーブ区間など安全な通行に支障をきた

- す恐れがある場合には、片側1車線道路の中央部に中央分離帯を設置する規定を追加
- ・停車帯幅員に関して、県内の道路の連続性を考慮し1.5mとする規定を追加
- ・歩道幅員に関して、政令で2.0m以上とされている基準を1.5mまで縮小できる規定を追加
- ・交差点部車道幅員に関して、直線車線や屈折車線の幅員を縮小できる規定を追加

## 第71号 笠松町町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

道路の案内標識、警戒標識、これらに附置される補助標識の寸法に関する基準を府省令に準じて規定

【町独自の基準】

- ・案内標識のローマ字の大きさに関して、省令などで日本語の大きさの2分の1とされている基準を10分の7に拡大する規定を追加

## 第72号 笠松町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路、特定公園施設が満たすべき基準を定める条例

特定道路施設(歩道、立体横断施設、自動車駐車場など)の構造に関する基準と特定公園施設(出入口、通路、駐車場、便所など)の設置に関する基準を省令に準じて規定

## 第73号 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

布設工事監督者に関する配置基準と資格基準、水道技術管理者に関する資格基準を政令などに準じて規定

## 第74号 笠松町都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園の設置基準(公園施設の配置、規模、建築面積の割合など)を政令に準じて規定

## 第75号 笠松町下水道条例の一部を改正する条例

公共下水道の排水施設の構造の技術的基準を政令に準じて規定するものと、下水道使用料の引き上げに伴う所要の規定整備(7ページ参照)

## 第76号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

障害者自立支援法の一部改正に伴い、「笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」と「笠松町消防団員等公務災害補償条例」の引用条文に関する所要の規定整備